

学校法人梅檀学園行動規範

学校法人梅檀学園(以下、「本学園」という。)の全教職員は、建学の精神「行学一如」に基づき、教職員が職務に係わる倫理を自覚し、地域社会から信頼と尊敬を得るために自律的に行動することを目的としてこの行動規範を定めます。

1 法令等の遵守

本学園教職員は、法令や本学園の規程・規則、社会規範等を遵守し、公序良俗に反する行為、本学園の名誉と信用を傷つける行為を行いません。

2 建学の精神に基づく人材の育成

本学園教職員は、建学の精神に則り、教育研究活動を行い、高い教養と専門的な能力を培い、社会から求められる人材の育成に努めます。そのために、学習環境を整備し、授業内容や教育課程の改善を行い、常に教育と研究の質の向上を図ります。

3 人権の尊重

本学園教職員は、一人ひとりの人格及び人権を尊重しなければならないものとします。差別やハラスメントのような人権を侵害する行為に対しては厳正に対処し、職場の秩序の保持に努めます。

4 守秘義務の遵守と積極的な情報公開

本学園教職員は、個人情報保護に細心の注意を払い、職務上知り得た秘密や個人情報を他に漏らしてはならないものとします。また、学生、卒業生・保護者ばかりでなく、社会全体に対し、教育研究活動状況や財務状況等を適切に開示し、本学園に対する理解と信頼を確保するものとします。

5 地域社会への貢献

本学園教職員は、社会的責任と公共的使命を深く自覚し、教育及び研究の成果を積極的に社会に還元することを目指します。特に、深刻化する地球規模問題や少子高齢化などに対して、SDGs や地域共生社会の実現を目指して新たな挑戦を行います。

6 本学園の資産等の適正な管理

本学園教職員は、本学園の資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的にのみ使用します。

附 則

この規範は、令和4年4月1日から施行する。